2027 年国際園芸博覧会

食の魅力向上業務委託

業務説明資料

1　総則

（1）適用範囲

本業務説明資料は、2027 年国際園芸博覧会 食の魅力向上業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

（2）準則

受託者は、本業務説明資料のほか、公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）の委託契約約款、契約規程、会場運営に関する規則、関係法令及び協会が別途示す指示を遵守すること。

（3）件名

2027 年国際園芸博覧会 食の魅力向上業務委託

（4）履行期間

2027 年 10 月 29 日（金）まで

（5）履行場所

協会事務所、2027 年国際園芸博覧会会場その他本業務の実施に必要な場所

2　業務の背景・目的

食は農から生まれ、食べる人の選択が農を支える。農の営みは、食料を生み出すとともに、地域の景観や環境、暮らしを支えている。一方、食材の調達と生産の現場が離れ、日々の食事から食材を育てる人の工夫や、地域の食文化を支える農の営みを感じる機会が少なくなっている。

本業務は、会場内の飲食体験を通じて、来場者、とりわけ次世代を担う子どもや若者に、食と農のつながりを伝えることを目的とする。各地の風土に根差した食文化や、地域食材の魅力と生産背景を伝え、来場者が持続可能な農業・食料生産に関心を持ち、「明日の食と農の風景」を思い、日々の食の選択について考える機会とする。あわせて、これらの取組により、食の魅力を向上し、来場者の満足度を高める。

3　業務の概要

協会は、会場内の飲食提供を共通の視点でつなぎ、来場者がメニューを知り、店舗を訪ね、食材や生産背景にも触れられる取組を展開する。受託者は、協会が示す基本方針及び既存の検討資料を踏まえ、実施計画の作成、出店者への参加案内・調整、情報の収集、広報物の制作、会期中の運営、効果検証及び成果の取りまとめを一体的に行う。

区分	協会が想定する実施内容
開幕前	実施体制の立上げ、参加案内・登録、初回掲載情報の確定、店頭ＰＯＰの制作・配布及び公開準備
会期中	2027 年 3 月 19 日から 9 月 26 日まで。参加店舗の情報発信、季節等に応じた特集、店舗巡回、掲載情報の更新及び調査
会期終了後	10 月 29 日までに記録・調査結果を確定し、報告書 1 式を提出。公開情報及び制作データを協会に引き継ぐ

4　業務内容

協会が想定する実施内容

来場者が実際に味わえるメニューをきっかけに、次表の視点から食と農のつながりを伝える。参加店舗の既存メニューや取組を活用し、必要に応じて新規又は期間限定のメニューも組み合わせる。参加のしやすさ、博覧会の趣旨への適合と会場のにぎわい、来場者が楽しめる内容であることを、企画と運営の共通条件とする。想定する視点は以下のとおり。

視点	取組のイメージ
食と農業・風土とのつながり	日本各地の郷土料理、世界の家庭料理、地域食材を生かした料理等を取り上げ、食と地域の気候・農業・暮らしとのつながりを伝える。
未来につながる食	生産現場での環境負荷軽減の取組（有機農業含む）、資源循環、食品ロス削減、農業への多様な参画等、持続可能性に配慮した未来につながる食の取組を伝える。
花・緑と食	見るだけでなく飲食体験でも花・緑に親しめるよう、花や緑、生きものや農業と食のつながりを、園芸博覧会ならではの飲食体験を通じて伝える。

ア　事業の企画及び実施計画の作成

・協会から提示される基本方針、出店者との調整状況、開幕前の準備状況及び会場運営条件を確認し、事業全体の構成、来場者への伝え方及び会期を通じた展開を具体化すること。常設のメニュー紹介に加え、季節の食材、期間限定メニュー、夏季の夕方・夜間の楽しみ方等を取り上げる特集を組み合わせること。また、上記視点に基づく取組において、国産畜産物・国内畜産業に関する取組・事例を取り入れること。

・実施計画には、参加対象、参加条件、登録・変更手順、企画ごとの対象期間と媒体、制作・配布工程、店舗巡回、問合せ対応、調査方法、関係者の役割及び緊急時の連絡先を記載し、協会の確認を受けること。初回公開分と会期中追加分を整理し、確認・入稿・配布に必要な日程を工程表に示すこと。

・業務責任者を定め、出店者対応、制作・広報、現地運営及び調査の担当と連絡体制を明示すること。協会との打合せでは、進捗、協議事項、決定事項及び対応期限を記録し、協会と共有すること。

イ　参加店舗との調整及びメニュー情報等の収集

・協会が示す一般営業出店者（店舗数約 40）、テーマ営業出店者（4 施設）、公式参加者等その他会場内で飲食を提供する事業者に対し、対象メニュー、参加手順、情報提供項目及び店頭での協力事項を案内すること。参加意向を確認し、参加希望者に登録方法を説明するとともに、問合せへの対応、未提出情報の確認及び追加参加の調整を行うこと。

・各店舗 1 品以上の参加を目標に、店舗の特色を生かし、産地や農とのつながりを伝えられる上記視点に沿ったメニューの登録を支援すること。世界・国内各地の食文化・産地との関わり、国産農畜産物や地域食材の活用等について、店舗が提供可能な情報を確認すること。

・その際、店舗での取組だけでなく店舗を運営する事業者の会場外での取組についても情報を収集すること。また、海外の食・食文化に関しては、協会が示す海外からの公式参加者とも連携し上記情報を収集すること。

・登録時には、店舗名・位置、メニュー名、写真、価格、提供期間・時間帯、食材・産地、生産者や生産方法に関する紹介情報及び掲載許諾を確認すること。産地や供給条件が変わる場合の連絡方法を案内し、確認済み情報と確認中の情報を区別して台帳で管理すること。

ウ　情報発信の企画及び制作

・店頭ＰＯＰとウェブサイト等を連動させ、会場内で対象メニューを見つけ、食材や生産背景を詳しく知ることができるようにすること。媒体別の掲載項目、制作物の仕様、制作・確認・公開工程及び更新担当を整理し、協会と協議のうえ実施計画に定めること。

媒体	制作・掲載内容
店頭ＰＯＰ等	共通デザインを用い、対象メニューと取組が店頭で分かるようにする。メニュー名、食材や産地の紹介、ウェブサイトへの二次元コード等を組み合わせ、店舗の掲出場所や既存表示を考慮して制作・配布する。
ウェブサイト・食マップ	会場内の位置と参加店舗、提供期間、対象メニューが対応するように構成する。店舗・メニューの紹介と、食材の産地、生産者や生産上の工夫を伝える記事・特集を掲載できるよう、原稿、写真、掲載用データ等を整える。
公式ＳＮＳ等	協会の広報計画に合わせ、開幕時、季節の変わり目、期間限定企画の開始時等に使用する短文原稿・画像素材を用意し、店舗や詳細情報への誘導につなげる。

・共通の紹介文と店舗別の紹介文を作成し、各店舗における情報発信についても支援すること。メニューのおいしさや地域性と併せ、食材の産地・生産背景、生産者による環境負荷軽減や資源循環等の取組を、店舗・関係者から確認し伝えること。特に海外の食・食文化に関する情報発信に当たっては、協会が示す海外からの公式参加者等とも連携し、店舗での発信を支援すること

・その際、店舗で提供するメニューに関する取組に限らず、店舗を運営する事業者の会場外での取組についても必要に応じ伝えること。持続可能な生産を支えるための消費者の選択の重要性についても、上記取組に伴う手間や費用等の背景が伝わる表現を検討すること。

・発信内容は、来場者が短時間で読み取れる表現とし、詳細な説明はウェブサイト等に掲載すること。外国語表示が必要な箇所は、協会の方針に従い掲載方法を調整すること。ロゴ、写真、商標等の使用条件を確認し、店舗による事実確認と協会による内容確認を経て、制作・公開すること。

・ウェブサイト、公式ＳＮＳ等の公開方法については、協会及び既存媒体の運用担当者と調整すること。受託者は、入稿用データの作成、掲載内容の確認及び修正対応を行い、公開後はリンク、二次元コード、会場マップ上の位置、提供期間等の表示を確認すること。

・店頭ＰＯＰ等は、対象店舗ごとの配布数、掲出場所、設置・交換方法を整理し、店舗に配布すること。メニューの終了や表示内容の変更に備え、差替え用データの作成及び再配布の手順を定めること。

・店頭 POP 等の種類・数量、SNS 等への投稿数、食マップの制作数量等については、協会と協議のうえ実施計画に定めること

エ　会期中の事業運営及び来場者の回遊促進

・会期中は、参加店舗の窓口を設け、追加参加、提供期間・時間帯、価格、食材・産地、売切れや提供休止等の連絡を受け付けること。変更内容と反映先を台帳に記録し、必要な確認を経て、店頭表示、食マップ及びウェブサイト等の情報を更新すること。

・会場内を計画的・定期的に巡回し、対象メニューの提供状況、ＰＯＰ等の掲出・汚損状況、発信内容と現地表示の整合、来場者の反応及び店舗の負担を把握すること。是正が必要な場合は店舗又は協会と調整し、表示の差替え、掲載内容の変更等を行うこと。また、協会から要請があった場合には、上記情報の把握にあわせ、店舗の運営状況に関するその他の項目についても幅広く情報を把握すること。巡回範囲、頻度及び報告方法は協会と協議のうえ実施計画に定めること。

・複数の店舗を横断して食を楽しめるよう、食マップや特集を用いて、テーマ、時期、時間帯等に応じた楽しみ方を紹介すること。展開時期は、店舗の提供体制、季節の食材、会場内の関連催事、来場者動線等を踏まえ、協会と協議すること。回遊を促す参加型企画を実施する場合は、参加方法、店舗の対応、混雑への配慮、費用負担及び実施期間を事前に整理し、協会の確認を受けること。

・閲覧状況、店舗からの相談、現地の実施状況等を定期的に整理し、協会に報告すること。来場者が対象メニューを見つけにくい場合や、店舗の運用に支障がある場合は、表示場所、案内内容、更新手順等の改善案を示し、協会と協議のうえ対応すること。

・来場者や店舗から重大な苦情、事故、衛生上の問題等の連絡を受けた場合は、協会が示す連絡手順に従い、速やかに協会及び関係する運営担当に報告すること。情報の掲載停止や差替えが必要な場合は、協会の指示に従い対応すること。

・本業務を確実に実施できるよう、実施体制（責任者・担当者名、類似業務の経験歴等）を明確にすること。

・事業運営全般について、定期的（週一回以上）に協会との打ち合わせを行い、指示に従うこと。また、協会からの連絡が可能なよう連絡体制を確保すること。

オ　調査及び効果検証

・会期中に、参加店舗ヒアリング（10 店舗以上）及び来場者ヒアリング（有効回答 100 件以上）を実施すること。調査項目、対象店舗、実施時期、回収方法及び集計方法は、協会と協議のうえ決定すること。

・参加店舗へのヒアリングでは、取組の実施状況、店舗から見た来場者の反応、実施上の課題等を把握すること。来場者ヒアリングでは、国産畜産物の産地や生産背景への関心・理解、今後の食材選択の意向、店頭ＰＯＰやウェブサイト等による情報の伝わり方を把握すること。

・調査結果を集計・分析し、ウェブサイト等の閲覧実績、参加店舗・掲載メニューの実績及び巡回で把握した事例を踏まえ、情報発信の効果と改善点を整理すること。来場者の回答と店舗から見た反応を区別し、調査対象・方法とともに報告すること。

・畜産関係団体、生産者団体、自治体、飲食・小売事業者等への成果の普及に活用できるよう、参加店舗との連携方法、表示・発信の実施事例及び効果検証の要点を、協会が公表に使用できる形で取りまとめること。

5　成果品

（1）業務実施報告書　1式

受託者は、業務実施報告書1式を2027年10月29日（金）までに協会へ提出すること。報告書の本文に業務の概要、実施実績、調査・効果検証結果及び今後の改善点を記載し、次表の資料を別添として収録すること。

区分	収録資料
実施計画・進捗管理	業務実施計画、全体工程、実施体制、関係者の役割分担及び主要な協議・変更の記録
参加・運営実績	参加店舗・対象メニュー台帳、参加案内・登録様式、掲載・更新履歴、巡回記録及び主な対応事例
制作・発信実績	店頭ＰＯＰ、食マップ、ウェブ掲載原稿、画像・ＳＮＳ用素材等の制作データ並びに配布・公開実績
調査・成果普及	調査票、個人を識別できない形に整理した回答データ、集計表、閲覧実績、分析結果及び公表用概要

（2）提出形式及び引継ぎ

・報告書はＡ４判を基本とし、ＰＤＦ及び編集可能な電子データを提出すること。制作物は、掲載・印刷用データと編集可能な元データを収録すること。提出方法及びファイル形式の詳細は、協会の指示による。

・協会による内容確認、修正及び検収を履行期限までに行えるよう、会期中に記録・集計を進め、報告書の構成及び会期終了前に確定できる資料を事前に協会と確認すること。会期終了後は、公開継続、更新又は掲載終了に必要な情報を引き継ぐこと。

6　その他

①協会は事業方針、参加条件及び対外発信内容を確認する。受託者は実施に必要な調整、制作、現地確認及び報告を担い、参加店舗は自店のメニューの提供及び提供情報の確認を行う。協会の関係部署、会場運営者及び他業務受託者との調整は、協会が示す連絡経路に従うこと。協会が行う食のアドバイザー等との意見交換については、協会の求めに応じて資料作成等を支援すること。

②入退場、搬入出、作業場所等は会場運営上の指示に従うこと。個人情報、未公開情報及び店舗から提供を受けた情報は協会の定めに従い管理すること。事故等の報告、再委託及び成果品の権利の取扱いは委託契約約款等による。制作に使用する第三者素材は、協会による利用に必要な許諾を確認し、利用範囲を明示すること。

③「持続可能性に関する特記事項」及び「持続可能性に配慮した調達コード」に従い、印刷物等の制作・配布に当たっては廃棄物の削減に配慮すること。本業務説明資料に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、協会と協議すること。

④ 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に関わらず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。

⑤ 受託者は、常に委託者と密接に連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めなければならない。

⑥ 受託者は、本業務の実施にあたり、本協会等が発注する他の業務等と関連する内容については、他の業務の受託者等と連携して行うこと。

⑦本委託業務を受託する受託者（以下「受託者」という。）は、本業務に起因する事故により第三者に与えた損害に対し賠償責任を負うものとする。また、事故発生時には、協会に対し、速やかに報告し、指示に従うものとする。

⑧前項の賠償責任について、協会は、包括賠償責任保険契約を締結し、受託者は当該保険の被保険者とする。なお、当該包括賠償責任保険の補償対象外となる財物や業務がある場合には、受託者は個別に保険契約を締結することとし、協会の求めに応じて、保険証券または付保証明書の写しを、本業務開始 2 週間前までに協会へ提出することとする。

⑨受託者が協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。

⑩業務説明資料に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打合せを行い、その指示又は承認を受けること。

⑪受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

⑫受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。

⑬受託者は、成果物について第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

⑭作業過程のデータを含め、成果品についての著作権などの全ての権利は委託者に帰属するものとし、委託者と委託者が指定する第三者に著作者人格権を行使しないこと。

⑮本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理すること。

⑯受託者は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守すること。https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/